



たくましい体と心
生活の自立を目指して

○はやね …低8時・中9時・高10時しゅうしんをめざそう！
○はやおき …目覚まし時計を使って、じぶんでおきよう！
○あさごはん…まいにちたべよう！

大人が手本となる行動を

生活指導主任 岐津 明

5月20日(土)、たくさんの保護者の方々にご参観いただき、学校公開を行うことができました。お忙しい中、ご来校いただき、ありがとうございました。一生懸命学習に取り組んでいる子供たちの様子を見ていただくことができたのではないかと思います。同日午後には「防災スタンプラリー」が開催されました。最近、日本各地で地震が発生している状況の中、災害時に自分の身は自分で守る方法について知り、自分の体で体験することができたことは非常に意義深いことだと思います。学校でも避難訓練等で自助・共助・公助の仕組みを正しく理解できるように指導してまいりたいと思います。防災スタンプラリーを実施していただいたみなさん、本当にありがとうございました。

また、23日(火)の2時間目には「地区班編制会議」を行い、同じ地区班の友達と顔合わせをしながら通学路の危険箇所について話し合いました。ご家庭でも家の周辺で危険な箇所はないかなどについてお子さんと確認してください。地区班編制を行うにあたり、事前の準備から当日の運営までお手伝いいただきました地区委員の皆様、本当にありがとうございました。

さて、皆様もご存じのことと思いますが、今年4月1日から道路交通法改正により、自転車もヘルメット着用が努力義務化となりました。この背景には、これまでに日本各地で自転車を走行中に転倒し、大怪我をした事例(※1)や、同乗していた幼児が亡くなるといった事例が複数発生したことが挙げられます。また、自分自身は怪我がなくても、不注意による歩行者との衝突、自転車や車との接触などにより多額の賠償金を支払うといった事例も多く挙げられています。誰にとっても安心・安全に自転車を利用できるように、学校では自転車に乗る際の約束事について改めて子供たちに注意を呼びかけました。ご家庭でも改めて自転車の使い方を見直すとともに、保護者の皆様も以下の自転車安全利用五則をご確認いただき、ご自身の自転車の乗り方について振り返っていただければと思います。

《自転車安全利用五則》

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

※自転車に同乗可能なのは小学校に入るまでです。

※1 ○平成30年～令和4年 自転車

死亡事故損傷部位 約65%が

頭部(警視庁交通部)

○平成30年～令和4年 ヘルメット

着用状況別の致死率 非着用

時は着用時の約2.3倍(警視庁

交通部)